

令和2年海事代理士試験口述問題及び模範解答

R3. 8. 4 一部記載内容修正

【船員法】

問：船員法第19条に基づき、船長が国土交通大臣にその旨を報告しなければならないのは、どのような場合か。3つ答えよ。【船員法第19条】

(模範解答)

- 一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 二 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。
- 四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。
- 五 予定の航路を変更したとき。
- 六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があつたとき。

問：船員法第41条に規定される、船員が雇入契約を解除することができる場合を2つ答えよ。【船員法第41条】

(模範解答)

- 一 船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失つたとき。
- 二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- 三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 四 船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

問：船員法第56条に基づき、船舶所有者が、船員に支払う給料その他の報酬を、その同居の親族等に渡さなければならないのは、どのような場合か。【船員法第56条】

(模範解答)

船員から請求があつたとき。

問：船員法第86条第1項において、船舶所有者が年齢十八年未満の船員を夜間において作業に従事させてはならないこととされているが、当該規定が適用されない船舶を2つ答えよ。【船員法第86条第1項】

(模範解答)

- ・漁船
- ・船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

問：船員法第89条第1項に基づき、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときに、船舶所有者が行わなければならないことを答えよ。【船員法第89条第1項】

(模範解答)

その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

問：船員法第 21 条に規定される、海員が守らなければならない事項を 3 つ答えよ。【船員法第 21 条】

(模範解答)

- 一 上長の職務上の命令に従うこと。
- 二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- 三 船長の指定する時まで船舶に乗り込むこと。
- 四 船長の許可なく船舶を去らないこと。
- 五 船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。
- 六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。
- 七 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。
- 八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。
- 九 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。
- 十 その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

問：船員法施行規則第 34 条に規定される、船員が地方運輸局長等に船員手帳の書換えを申請しなければならない場合を 2 つ答えよ。【船員法施行規則第 34 条】

(模範解答)

- ・船員手帳に余白がなくなつたとき
- ・船員手帳の有効期間が経過したとき

問：船員法第 53 条第 1 項において、給料その他の報酬はその全額を直接船員に支払うこととされているが、法令に規定される場合のほか、どのような場合にその一部を控除して支払うことができるか。【船員法第 53 条第 1 項】

(模範解答)

労働協約に別段の定めがある場合。

問：船員法第 80 条第 3 項に規定される、船舶所有者が食料を支給する際、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない漁船以外の船舶を答えよ。【船員法第 80 条第 3 項】

(模範解答)

遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの

問：船員法第 91 条第 2 項に規定される、船員の負傷又は疾病が治った後に支払わなければならない予後手当の額について答えよ。【船員法第 91 条第 2 項】

(模範解答)

標準報酬の月額額の百分の六十に相当する額

【船舶法】

凡例：「法」とは、船舶法をいう。

「細則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登記令」とは、船舶登記令をいう。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者の住所に変更があった場合の手續（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。【法10条、11条、則31条、35条、登令4条】
(模範解答)

- ① 船舶所有者は
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有者住所の変更の登記を申請しなければならない。
- ④ （登記後）管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ （書換後は遅滞なく）書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない

問 日本船舶が滅失したとき、沈没したとき、解撤されたとき以外に抹消登録を行わなければならない場合を全て述べよ。【法14条】
(模範解答)

- ① 日本の国籍を喪失したとき
- ② 船舶法第20条に掲げる船舶となったとき
- ③ 船舶の存否が3ヶ月間不明となったとき

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合を全て述べよ。【法14条、則35条、36条】
(模範解答)

- ① 船舶の登録を抹消した場合
- ② （記載事項変更又は毀損による）船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ③ （外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項の変更により、）仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 船舶の総トン数の測度の申請があった場合に、管海官庁が必要であると認めたときは、何を証する書面の提出を求めることができるか4つ述べよ。【則8条】
(模範解答)

- ① 造船地
- ② 造船者
- ③ 進水の年月
- ④ 船舶の原名（船名）

問 管海官庁の窓口において総トン数計算書の抄本の交付を申請する場合の手数料の納付方法を述べよ。【則第 51 条第 1 項】

(模範解答)

- ① 申請書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手續（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。【法 9 条、10 条、11 条、則 31 条、35 条】

(模範解答)

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。
- ④ (改測後) 管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ (書換後は遅滞なく) 書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない

問 船舶に標示する船名に使用できる文字の種類について、漢字、平仮名、片仮名以外を全て述べよ【則 44 条】

(模範解答)

- ① アラビア数字
- ② ローマ字 (アルファベット)
- ③ 国土交通大臣が指定する記号

問 仮船舶国籍証書の有効期間の定め方について全て述べよ。【法 17 条、18 条、則 38 条】

(模範解答)

- ① 外国において交付する場合は 1 年以内で、
- ② 国内において交付する場合は 6 ヶ月以内で、
- ③ 船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間 (ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。)

問 日本船舶を解撤したが、船舶所有者が抹消登録の手續を行わない場合の抹消登録の手續を全て述べよ。【法 14 条】

(模範解答)

- ① 管海官庁は、
- ② 1 ヶ月以内にこれ (抹消登録) をすべきことを船舶所有者に催告し、

- ③ 正当な理由なくしてなお船舶所有者が手続を行わないときは、
- ④ 職権をもって抹消の登録を行うことができる。

問 管海官庁の窓口において船舶国籍証書の交付を申請する場合の手数料の納付方法を述べよ。【則第 51 条第 1 項】

(模範解答)

- ① 手数料納付書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手続（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。【法 10 条、11 条、則 31 条、35 条、登令 4 条】

(模範解答)

- ① 新たな所有者（譲受人）は、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有権移転の登記を申請しなければならない。
- ④ （登記後）管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ （書換後は遅滞なく）書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない

問 船舶法において、申請・提出先が船籍港を管轄する管海官庁とされている手続を述べよ。【法 4 条、5 条ノ 2 ①、③、9 条、則 30 条ノ 5】

(模範解答)

- ① 総トン数の測度申請
- ② 総トン数の改測申請
- ③ 検認申請
- ④ 船舶国籍証書の提出期日（検認）の延期申請

問 船舶に標示すべき事項について「船名」「船籍港」以外全て述べよ。【法 7 条】

(模範解答)

- ① 番号（船舶番号）
- ② 総トン数
- ③ 喫水の尺度

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合を全て述べよ。【法 14 条、則 35 条、36 条】

(模範解答)

- ① 船舶の登録を抹消した場合
- ② （記載事項変更又は毀損による）船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた

場合

- ③ (外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項の変更により、) 仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 管海官庁が総トン数の測度を行った場合に、申請者に交付しなければならないものを2つ述べよ。【則12条ノ2①】

(模範解答)

- ① 船舶件名書の謄本
- ② 総トン数計算書の謄本

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「施行令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令という。

「規則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 一級小型船舶操縦士の操縦免許証の有効期間の更新について、11月1日に更新申請を予定している場合、何日から何日までの間に登録操縦免許証更新講習の課程を修了しなければならないかを述べてください。【施行規則第79条】

(模範解答)

8月2日から11月1日

問 二級海技士試験の口述試験を受験するための乗船履歴について、船員手帳を滅失した者が、航海士として日本籍の外航貨物船に乗り組んだ履歴を証明するために法令上必要となる書類を述べてください。【施行規則第32条】

(模範解答)

- ・ 船舶所有者の証明書
- ・ 船舶検査手帳の写し

問 沿海区域を航行区域とする19トンの旅客船であって、海上運送法の一般旅客定期航路事業の許可を受けて、三重県の海岸から4海里の水域を航行する船舶の船長になるために必要となる免許及びその資格を述べてください。【法第23条の2】

(模範解答)

二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許

問 関東運輸局の窓口で、二級小型船舶操縦士の免許に付された設備等限定の解除を申請するときの手数料の納付方法を述べてください。【施行規則第70条、第144条】

(模範解答)

手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書にはって納める。

問 三級海技士(電子通信)の免許の効力が失われた場合、その海技免状の再交付を申請す

ることができるかを述べてください。その理由も述べてください。【法第8条第2項、施行規則第12条第1項】

(模範解答)

- ・ 海技免状の再交付を申請することができない。
- ・ 海技免許の効力が失われたときは、速やかにその受有する海技免状を返納しなければならないため。

問 12月1日に特殊小型船舶操縦士試験に合格した者は、何月何日までに操縦免許の申請をしなければならないかを述べてください。【法第23条の2第3項】

(模範解答)

翌年の11月30日まで

問 近海区域を航行区域とする13トンのモーターボートであって、三重県の海岸から4海里の水域を航行する船舶の船長になるために必要となる免許の資格を述べてください。【施行令第10条】

(模範解答)

一級小型船舶操縦士

問 一級海技士試験の口述試験を受験するための乗船履歴について、船員手帳を滅失した者が、航海士として日本籍の外航貨物船に乗り組んだ履歴を証明するために法令上必要となる書類を述べてください。【施行規則第32条】

(模範解答)

- ・ 船舶所有者の証明書
- ・ 船舶検査手帳の写し

問 二級海技士（航海）と三級海技士（電子通信）の2つの海技免状を受有する者が、一級海技士（航海）の海技免許を申請する場合、交付を受ける海技免状と引換えに返納しなければならない海技免状を述べてください。その理由も述べてください。【法第5条、施行規則第12条第2項】

(模範解答)

- ・ 二級海技士（航海）の海技免状のみ返納
- ・ 一級海技士（航海）の資格は二級海技士（航海）の資格の上級の資格に当たり、上級の資格についての海技免許を受けたときは交付を受ける海技免状と引換えに返納しなければならないため。（一級海技士（航海）の資格と三級海技士（電子通信）の資格は、相互に、上級又は下級の関係がなく、交付を受ける海技免状と引換えに返納する必要がないため。）

問 五級海技士の海技免状の有効期間の更新について、11月1日に申請予定の場合、7月1日の検査結果を記載した海技士身体検査証明書を提出することで、その免状の有効期間の更新を申請できるかを述べてください。その理由も述べてください。【施行規則第9条の5】

第1項】

(模範解答)

- ・ 更新はできない。
- ・ 海技士身体検査証明書とは、申請日以前3月以内に指定医師により受けた検査の結果を記載したものであるため。(又は検査日から約4月後に更新申請が行われているため。)

【船舶安全法】

問：外国籍船として運航している船舶を日本籍船に転籍する場合に受検しなければならない船舶検査の名称を述べよ。【船舶安全法第5条第1号】

(模範解答)

定期検査

問：船舶安全法第1条に定められた、船舶を航行の用に供するにあたって保持すべき要素2つを述べよ。【船舶安全法第1条】

(模範解答)

船舶の堪航性及び人命の安全

問：船舶安全法第6条第1項により製造検査を受けなければならないのはどのような船舶か述べよ。【船舶安全法第6条第1項】

(模範解答)

船舶安全法施行地において製造される長さ30メートル以上の船舶

問：船舶安全法で定められた航行区域のうち、同法第3条により全ての船舶に満載喫水線の標示が義務づけられている航行区域を全て述べよ。【船舶安全法第3条第1号】

(模範解答)

遠洋区域及び近海区域

問：船舶検査証書の有効期限が満了する際に外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向けて航海中となる貨物船の船舶検査証書は、その有効期限満了後何ヶ月まで航行の用に供することが出来るか述べよ。【船舶安全法第10条第2項】

(模範解答)

3ヶ月以内

問：船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する際に受ける検査の種類を述べよ。【船舶安全法第5条第4号】

(模範解答)

臨時航行検査

問：沿海区域を航行区域とする船舶のうち、満載喫水線の標示が必要なのはどのような船舶

か。【船舶安全法第3条第2号】

(模範解答)

長さ24メートル以上の船舶

問：管海官庁の検査等に対して不服がある場合、その結果に関する通知を受けた日から起算して何日以内に再検査等を申請する必要があるか述べよ。【船舶安全法第11条第1項】

(模範解答)

30日以内

問：平水区域を航行区域とする総トン数200トンの旅客船の船舶検査証書の有効期限は何年か。【船舶安全法第10条1項】

(模範解答)

5年

問：船舶又は物件が認定整備事業場において整備を受けた場合、その後30日以内に省略することができる検査の種類を全て述べよ。【船舶安全法第6条の3】

(模範解答)

定期検査及び中間検査